

機械設備工事共通仕様書

平成20年7月



ひと・まち・くらしをネットワーク
首都高速道路株式会社

機械設備工事共通仕様書

目 次

第1編 一般共通事項

第1章 総 則

第1節 一般事項	- 1
1.1.1 適 用	- 1
1.1.2 用語の定義	- 1
1.1.3 契約書類の解釈	- 3
1.1.4 計量単位	- 4
1.1.5 日数の解釈	- 4
1.1.6 遵守すべき法令等	- 4
1.1.7 書類の提出	- 5
1.1.8 請負者相互の協力	- 6
1.1.9 関係官公署等への手続等	- 6
1.1.10 資料作成作業の協力	- 7
1.1.11 一括委任又は一括下請負の禁止	- 7
1.1.12 受任者又は下請負人の通知	- 7
1.1.13 工事の下請負	- 7
1.1.14 施工体制台帳等	- 8
1.1.15 監督職員の権限及びその行使	- 8
1.1.16 現場代理人及び主任技者等	-10
1.1.17 専任技術者	-12
1.1.18 履行報告	-12
1.1.19 工事の着工	-12
1.1.20 作業日及び時間帯	-13
1.1.21 工事用地等の使用	-13
1.1.22 請負者が確保すべき用地等	-13
1.1.23 条件変更等の処理	-13
1.1.24 請負者の異義申立書の提出	-14
1.1.25 工事の中止	-14
1.1.26 スライド条項の適用	-14
1.1.27 不可抗力による損害	-15

1.1.28	損害範囲の認定	-16
1.1.29	工事のしゅん功	-16
1.1.30	部分使用	-17
1.1.31	保険の付保及び事故の補償	-17
1.1.32	建築限界の確保	-18
1.1.33	文化財の保護	-18
1.1.34	工事内容等の公表	-18
1.1.35	しゅん功図書	-18
1.1.36	工事カルテの作成及び登録	-18
1.1.37	建設副産物	-19
1.1.38	過積載等の防止	-20
1.1.39	特許権等	-20
1.1.40	工事関係者に対する措置請求	-20
1.1.41	臨機の措置	-21
1.1.42	管理カードの作成	-21
第2節 照 査		-21
1.2.1	計算書等の照査	-21
1.2.2	照査担当主任技術者及び照査担当技術者	-22
1.2.3	計算書等照査報告書及び照査表	-22
第3節 調 査		-22
1.3.1	現場測量	-22
1.3.2	工事に伴う調査	-22
第4節 施工管理		-22
1.4.1	一 般	-22
1.4.2	工事实績工程表	-23
1.4.3	施工計画書	-23
1.4.4	品質管理計画書	-24
1.4.5	施工法の承諾	-24
1.4.6	作業計画書	-24
1.4.7	施 工	-25
1.4.8	業務用ETCカードの貸与	-25
1.4.9	出来形の管理	-26
1.4.10	現場社内検査	-26
1.4.11	工事週報等	-26
1.4.12	工事用仮設構造物等	-26
1.4.13	作業用機械の選定等	-27

1.4.14	環境保全	-27
1.4.15	支障物件の処理	-27
1.4.16	支給材料及び貸与品	-27
1.4.17	現場発生品	-28
第5節 安全衛生管理		-28
1.5.1	一般	-28
1.5.2	総括安全衛生監理者，統括安全衛生責任者及び元方安全衛生監理者	-29
1.5.3	災害及び事故報告	-30
1.5.4	工事現場	-30
1.5.5	爆発及び火災の防止	-31
1.5.6	地下埋設物	-31
1.5.7	防火対策	-31
1.5.8	地震防災及び震災対策	-32
1.5.9	仮設備の管理	-32
1.5.10	交通安全管理	-32
1.5.11	安全・訓練等の実施	-33
1.5.12	交通事故発生時等の協力業務	-34
第6節 監督職員が行う検査		-34
1.6.1	一般	-34
1.6.2	検査	-34
1.6.3	請負者の責任	-35
1.6.4	検査又は立会の時間	-35
1.6.5	検査に必要な費用	-35
1.6.6	立会の省略	-35
第7節 電気工作物保安検査		-35
1.7.1	一般	-35
1.7.2	検査	-36
1.7.3	請負者の責任	-36
1.7.4	検査員に必要な費用	-36
第8節 検査員等が行う検査		-36
1.8.1	一般	-36
1.8.2	しゅん功検査	-37
1.8.3	一部しゅん功検査及び中間検査	-38
1.8.4	出来形部分検査	-38

第2章 機器及び材料

第1節 一般事項	-40
2.1.1 使用機材	-40
2.1.2 設計図書で定められた機材以外を使用する場合の特例	-41
2.1.3 機材の品質及び規格	-41
2.1.4 機材検査	-41
2.1.5 機材検査に伴う試験	-42
2.1.6 監督職員の立会い	-44
2.1.7 品質の保証	-44
2.1.8 機材の保管等	-44
2.1.9 再検査	-44
2.1.10 機材の採取地	-44

資 料

建設業法〔抜粋〕	-46
(主任技術者及び監理技術者の設置等)	

第 1 編 一般共通事項

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

1 . 1 . 1 適 用

- 1 機械設備工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、首都高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する機械設備工事（改築・維持修繕工事含む）（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 実施設計に係る事項については、当社制定の設計共通仕様書（施設編）（以下「設計共通仕様書」という。）によるものとする。
- 3 共通工事及び各工種の仕様については、次のとおりとする。
 - (1) 建築物等の共通工事及び建築物の各工種に係る機械設備工事については、国土交通省制定の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「標準仕様書」という。）を適用するものとする。
 - (2) 建築物等の共通工事及び建築物の各工種の改修及び修繕に係る機械設備工事については、国土交通省制定の公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「改修標準仕様書」という。）を適用するものとする。
 - (3) 標準仕様書及び改修標準仕様書の第 2 編以降は、共通仕様書第 1 編と併せて適用するものとする。

1 . 1 . 2 用語の定義

1 契約書類

契約書及び設計図書をいう。

2 設計図書

図面、仕様書、工事請負現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書をいう。

3 図 面

入札等の際して、当社が示した設計図、当社から変更又は追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。ただし、実施設計を含む工事にあっては、契約書類及び第 1 1 項に規定する監督職員の指示に従って作成され、当該監督職員が認めた実施設計の成果品の設計図を含むものとする。

4 仕様書

各工事毎に規定される特記仕様書と各工事に共通する共通仕様書を総称していう。

5 特記仕様書

共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める書類をいう。

6 共通仕様書

各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等

工事を施工する上で必要な技術的要求，工事内容を説明したもののうち，あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した書類をいう。

7 工事請負現場説明書

工事の入札に参加するものに対して，当社が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

8 現場説明に対する質問回答書

工事請負現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して，当社が回答する書面をいう。

9 金額を記載しない設計書

設計書において，数量及び条件のみを明示した書類をいう。

10 発注者

首都高速道路株式会社をいう。

11 監督職員

契約書第9条第1項の規定に基づき，請負契約の履行を確保するための監督を行う者で，次に定める「総括監督員」及び「現場監督員」を総称していう。

(1) 総括監督員

発注者が定め受注者に通知した者で，1.1.15第1項に規定する権限を有する者とする。

(2) 現場監督員

主任監督員及び担当監督員を総称していう。

(3) 主任監督員

発注者が定め受注者に通知した者で，1.1.15第2項に規定する権限を有する者とする。

(4) 担当監督員

発注者が定め受注者に通知した者で，1.1.15第3項に規定する権限を有する者とする。

12 施行管理員

発注者が定め受注者に通知した者で，1.1.15第4項に規定する権限を有する者とする。

13 検査員等

しゅん功検査，一部しゅん功検査，中間検査（以下「しゅん功検査等」という。）及び出来形部分検査を実施する者で，次に定める検査責任者及び検査員（以下「検査員等」という。）をいう。

(1) しゅん功検査等にあつては，次に定める者をいう。

イ しゅん功検査等の検査責任者

品質管理室の長をいう。

ロ しゅん功検査等の検査員

イの検査の検査責任者が別に定める者をいう。

(2) 出来形部分検査にあつては，次に定める者をいう。

イ 出来形部分検査の検査責任者

総括監督員をもって充てる。

ロ 出来形部分検査の検査員

主任監督員をもって充てる。

14 指 示

監督職員が受注者に対し，工事の施工上必要な事項について書面をもって示し，実施させることをいう。

15 承 諾

契約書類で明示した事項について，発注者若しくは監督職員又は受注者若しくは現場代理人が書面により同意することをいう。

16 協 議

書面により契約書類の協議事項について，発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し，結論を得ることをいう。

17 提 出

監督職員が受注者に対し，又は受注者が監督職員に対し工事の施工上必要な事項を記載した書面又はその他の資料を説明し，差し出すことをいう。

18 報 告

受注者が監督職員に対し，工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。

19 通 知

発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し，又は受注者が監督職員に対し，工事の施工に関する事項について，書面をもって知らせることをいう。

20 書 面

手書き，印刷物の伝達物をいい，発行年月日を記載し，署名又は押印したものを有効とする。ただし，電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については，電子データが書面に代わるものとする。なお，緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが，後日有効な書面と差し替えるものとする。

21 立 会

契約書類に示された項目について，監督職員が臨場し内容を確認することをいう。

22 確 認

契約書に示された事項について，臨場若しくは関係資料により，その内容について契約書類との適合を確かめることをいう。

23 提 示

監督職員が受注者に対し，又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し，説明することをいう。

24 整備・保管

受注者が監督職員に確認等を受けた書類を，受注者の責任において，整理した状態で保管することをいう。

1. 1. 3 契約書類の解釈

1 契約書類は，相互に補完し合うものとし，そのいずれか一方に定めのある事項は，契約の履行を拘束する。

2 設計図書は，特記仕様書，工事請負現場説明書，現場説明に対する質問回答書，図面，共通仕様書，金額を記載しない設計書の順に優先適用

する。

1.1.4 計量単位

国際単位系(SI)を使用するものとする。なお，設計図書に非 SI 単位で表示されている場合は，SI 単位に読み替えるものとする。

1.1.5 日数の解釈

契約書類において使用する契約工期及びその他の日数は，契約書第 1 条第 9 項によるものとし，すべて暦日で示され，日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日，年末年始の 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間，天候不良等による休業休止日等を含むものとする。

1.1.6 尊主すべき法令等

1 受注者は，当該工事に関する諸法令を遵守し，諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない

なお，主な法令は以下に示す通りである。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1)建設業法 | (昭和 24 年 法律第 100 号) |
| (2)下請代金支払遅延等防止法 | (昭和 31 年 法律第 120 号) |
| (3)労働基準法 | (昭和 22 年 法律第 49 号) |
| (4)労働安全衛生法 | (昭和 47 年 法律第 57 号) |
| (5)職業安定法 | (昭和 22 年 法律第 141 号) |
| (6)作業環境測定法 | (昭和 50 年 法律第 28 号) |
| (7)じん肺法 | (昭和 35 年 法律第 30 号) |
| (8)建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和 51 年 法律第 33 号) |
| (9)出入国管理及び難民認定法 | (平成 3 年 法律第 94 号) |
| (10)道路法 | (昭和 27 年 法律第 180 号) |
| (11)道路交通法 | (昭和 35 年 法律第 105 号) |
| (12)道路運送法 | (昭和 26 年 法律第 183 号) |
| (13)道路運送車両法 | (昭和 26 年 法律第 185 号) |
| (14)砂防法 | (明治 30 年 法律第 29 号) |
| (15)地すべり等防止法 | (昭和 33 年 法律第 30 号) |
| (16)河川法 | (昭和 39 年 法律第 167 号) |
| (17)海岸法 | (昭和 31 年 法律第 101 号) |
| (18)港湾法 | (昭和 25 年 法律第 218 号) |
| (19)港則法 | (昭和 23 年 法律第 174 号) |
| (20)漁港法 | (昭和 25 年 法律第 137 号) |
| (21)下水道法 | (昭和 33 年 法律第 79 号) |
| (22)航空法 | (昭和 27 年 法律第 231 号) |
| (23)公有水面埋立法 | (大正 10 年 法律第 57 号) |
| (24)軌道法 | (大正 10 年 法律第 76 号) |
| (25)森林法 | (昭和 26 年 法律第 249 号) |
| (26)環境基本法 | (平成 5 年 法律第 91 号) |

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| (27)火薬類取締法 | (昭和25年 法律第149号) |
| (28)大気汚染防止法 | (昭和43年 法律第97号) |
| (29)騒音規制法 | (昭和43年 法律第98号) |
| (30)水質汚濁防止法 | (昭和45年 法律第138号) |
| (31)湖沼水質保全特別措置法 | (昭和59年 法律第61号) |
| (32)振動規制法 | (昭和51年 法律第64号) |
| (33)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (昭和45年 法律第137号) |
| (34)再生資源の利用の促進に関する法律 | (平成3年 法律第48号) |
| (35)文化財保護法 | (昭和25年 法律第214号) |
| (36)砂利採取法 | (昭和43年 法律第74号) |
| (37)電気事業法 | (昭和39年 法律第170号) |
| (38)消防法 | (昭和23年 法律第186号) |
| (39)測量法 | (昭和24年 法律第188号) |
| (40)建築基準法 | (昭和25年 法律第201号) |
| (41)雇用保険法 | (昭和49年 法律第116号) |
| (42)労働者災害補償保険法 | (昭和22年 法律第50号) |
| (43)健康保険法 | (昭和11年 法律第70号) |
| (44)中小企業退職金共済法 | (昭和34年 法律第160号) |
| (45)酸素欠乏症等防止規制 | (昭和47年 労働省令42号) |
| (46)高圧ガス取締法 | (昭和26年 法律第204号) |
| (47)ガス事業法 | (昭和29年 法律第51号) |
| (48)水道法 | (昭和32年 法律第177号) |
| (49)都市公園法 | (昭和31年 法律第79号) |
| (50)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | (平成12年 法律第104号) |
| (51)駐車場法 | (昭和32年 法律第106号) |
| (52)個人情報保護法 | (平成17年 4月1日) |
| (53)公共工事品質確保促進法 | (平成17年 4月1日) |
| (54)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 | (平成12年 法律第127号) |
| (55)騒音障害防止のためのガイドライン | (平成4年 10月) |
| (56)手すり先行工法に関するガイドライン | (平成15年) |
| (57)その他の関係法令等 | |

2 受注者は、法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

1.1.7 書類の提出

1 受注者は、提出書類を土木工事関係様式集、及び「電子納品等がドキュメント」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、

監督職員の指示する様式によらなければならない。

2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、主任監督員に提出するものとする。

- (1) 請負代金額に係る書類
- (2) 請負代金代理受領承諾書
- (3) 遅延利息請求書
- (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類
- (5) その他現場説明の際に指定した書類

1.1.8 受注者相互の協力

1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。

2 受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区、市又はその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1.1.9 関係官公署等への手続き等

1 受注者は、工事期間中、関係官公署その他の関係機関及び地元住民と緊密な連絡及び十分な協調を保たなければならない。

2 受注者は、工事の施工に当たり、法令若しくは条例又は設計図書のためにより、受注者が行うべき施工上必要な関係官公署への届出等を行うときは、自らの責任と費用により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

3 受注者は、前項に規定する届出等の際には、事前にその内容を記載した文書により監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

4 受注者は、常に届出又は許可の条件を把握して工事を施工するとともに、その実施状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。

5 受注者は、地域住民から工事の施工に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域住民との間に紛争が生じないように努め、苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。また、その内容について後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。

6 受注者は、国、都、県、区、市その他の公共団体及び地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、受注者の行うべきものについては自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

1.1.10 資料作成作業の協力

- 1 受注者は、監督職員の指示に従い、当社が行う官公署への協議に必要な資料の作成作業を行わなければならない。
- 2 受注者は、監督職員が、工事に必要な施工関係資料、統計資料等の提出を求めた場合には、資料等を作成し、提出しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 4 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 5 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工実態調査等の対象工事となった場合には、調査等必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 6 前1～5項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。

1.1.11 一括委任又は一括下請けの禁止

契約書第6条に1規定する「主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事」については、設計図書に基づき発注者が判断するものとする。

1.1.12 受任者又は下請負人の通知

受注者は、契約書第7条に基づき総括監督員が受任者又は下請負人の通知の請求をした場合は、下請負人（受任者）通知書を提出しなければならない。

1.1.13 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が、当社の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

1.1.14 施工体制台帳等

- 1 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号,国営技第30号)に従って記載した施工体制台帳等を作成し、工事現場に備えるとともに、下請負契約後7日以内に、施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。
- 2 1の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号,国営技第30号)に従って各下請負者の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 前記1の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
- 4 前記1の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつどすみやかに提出しなければならない。

1.1.15 監督職員の権限及びその行使

1 総括監督員

- (1) 総括監督員は、契約書第9条第2項に規定する権限を有する。
- (2) 総括監督員は、決定、指示又は協議において、当社の判断を行う者である。
- (3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。
- (4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。
 - イ 契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整
 - ロ 契約書第7条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求
 - ハ 契約書第10条第1項の規定に基づく通知の受理
 - ニ 契約書第11条の規定に基づく履行報告の受理
 - ホ 契約書第15条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づく支給材料及び貸与品の取扱い
 - ヘ 契約書第16条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付け
 - ト 契約書第16条第5項の規定に基づく受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定
 - チ 契約書第18条第3項の規定に基づく調査結果の通知
 - リ 契約書第20条の規定に基づく工事の全部又は一部の施工の一時中止の通知
 - ヌ 契約書第23条第2項の規定に基づく工期変更の発注者と受注者との協議開始日の通知

- ル 契約書第 24 条第 2 項の規定に基づく請負代金額の変更の発注者と受注者との協議開始日の通知
- ヲ 契約書第 25 条第 8 項の規定に基づく請負代金額の変更の発注者と受注者との協議開始日の通知
- ワ 契約書第 29 条第 1 項の規定に基づく不可抗力による損害の報告受領
- カ 契約書第 29 条第 2 項の規定に基づく不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知
- ヨ 契約書第 30 条第 2 項の規定に基づく設計図書の変更に関する協議開始日の通知
- タ 契約書第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく工事目的物の部分使用承諾請求
- レ 契約書第 37 条第 2 項の規定に基づき行われる請求の受理
- ソ 契約書第 37 条第 3 項の規定に基づき行う検査、認定及び通知
- ツ 契約書第 46 条第 2 項の規定に基づく破壊検査

2 主任監督員

- (1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。
- (2) 主任監督員は、契約書類の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾又は協議を行うことができる。
- (3) 主任監督員は、契約書類において現場監督員の立会の上施工するものと指定された工事のほか、主任監督員が必要と認める工事についても随時立会、又は担当監督員に命じて立会わせることができる。
- (4) 主任監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。
 - イ 契約書第 2 条の規定に基づく関連工事の調整
 - ロ 契約書第 7 条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求
 - ハ 契約書第 9 条第 2 項に掲げる権限
 - ニ 契約書第 9 条第 4 項に掲げる行為
 - ホ 契約書第 9 条第 5 項に掲げる受領行為
 - ヘ 契約書第 11 条の規定に基づく履行報告の受理
 - ト 契約書第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に掲げる工事材料の検査等
 - チ 契約書第 14 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる立会
 - リ 契約書第 14 条第 4 項に掲げる請求
 - ヌ 契約書第 14 条第 6 項に掲げる行為
 - ル 契約書第 15 条第 2 項に掲げる検査
 - ヲ 契約書第 18 条第 2 項に掲げる調査
 - ワ 契約書第 26 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる権限
 - カ 契約書第 33 条に係わる出来形検査
 - ヨ 契約書第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく工事目的物の部分使用承諾請求
 - タ 契約書第 47 条第 2 項及び第 3 項の提示及び通知

3 担当監督員

- (1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。
- (2) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約書類に定める検査及び立会（確認を含む）を行うことができる。
- (3) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な指示を行うことができる。
- (4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。
 - イ 契約書第9条第2項第3号に掲げる権限
 - ロ 契約書第13条第2項、第3項及び第4項に掲げる工事材料の検査等
 - ハ 契約書第14条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会
 - ニ 契約書第14条第4項に掲げる請求
 - ホ 契約書第14条第6項に掲げる行為
 - ヘ その他主任監督員が必要と認める事項

4 施行管理員

主任監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項第2号から第4号に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。

- 5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示又は承諾を行ったときは、受注者は、当該指示又は承諾に従わなければならない。
- 6 前項の口頭による指示又は承諾は、当該指示又は承諾の日から7日以内に、工事打合せ簿により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。

1.1.16 現場代理人及び主任技術者等

- 1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。
- 2 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後14日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」により提出しなければならない。
- 3 契約書第10条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生

管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第6項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。

4 受注者は、入札前に一般競争入札における競争参加資格確認資料又は公募型指名競争入札における技術資料(併せて以下「技術資料」という。)を提出した工事にあつては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに、変更しようとする場合にあつても、「変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。

5 受注者は、第1項の現場代理人等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。

6 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、建設業法第26条の規定によるほか、次の規定によらなければならない。

(1) 現場代理人

建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。

(2) 主任技術者

建設業法第26条に規定する者。

なお、「管工事」における主任技術者にあつては、イ又はロに掲げる資格、「機械器具設置工事」における主任技術者にあつては、ハ又はニに掲げる資格を有する者を選定すること。

イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、管工事施工管理(一級・二級)に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、管工事施工管理(一級)に関する検定種目に合格したもの。

ロ 技術士法第6条及び技術士法施行規則第11条の規定による第二次試験のうち、技術部門の機械部門、衛生工学部門、又は総合技術監理部門(選択科目を「機械」又は「衛生工学」としたものに限る。)に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

ハ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、機械器具設置工事業に係る技術者で、かつ、2年以上指導監督的な実務の経験を有する者。

ニ 技術士法第6条及び技術士法施行規則第11条の規定による第二次試験のうち、技術部門の機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を「機械」としたものに限る。)に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者。

(3) 監理技術者

建設業法第26条第2項に規定する技術者であり、「管工事」にあつては、監理技術者資格者証(管工事)を有する者、「機械器具設置工事」にあつては、監理技術者資格者証(機械器具設置工事)を有する者であること。

(4) 専門技術者

建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者

7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証を携帯しなければならず、監督職員から提示を求められた時は、これに従わなければならない。

8 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。

(1) 総括安全衛生監理者

受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者

(2) 統括安全衛生責任者

労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者（当該場所においてその実施を統括管理する者）

(3) 元方安全衛生管理者

労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者

(4) 元方安全衛生管理代理者

労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者

1.1.17 専任技術者

1 受注者は、1.1.16 現場代理人及び主任技術者等の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は、専任技術者を定め、当該工種の着手前に、専任技術者選定通知書を監督員に提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。

2 受注者は、専任技術者を、その担当する工種の施工期間中現場に常駐させ、品質及び出来形管理の向上を図らなければならない。

3 専任技術者の資格は、共通仕様書の各章で定めているそれぞれの資格を有する者とする。

1.1.18 履行報告

受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき契約の履行を報告しなければならない。この場合、監督職員より特別の指示がない限り 1.4.2 の第 1 項、1.4.3 及び 1.4.9 をもって履行報告に代えることができるものとする。

1.1.19 工事の着工

1 受注者は、設計図書に定めのある場合を除き契約締結後 30 日以内に着工しなければならない。なお、受注者は、工事の着工日前に着工届を提出しなければならない。

2 着工日とは、工事を開始する日であって、受注者が工事のため現地において事務所の建設、測量又は施工計画書の作成を開始する日をいう。ただし、実施設計を含む工事にあつては、その設計を開始する日をいう。

1.1.20 作業日及び時間帯

1 受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、夜間、土曜、日曜、祝日（振替休日を含む。）及び12月29日から翌年1月3日までの期間に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、休日等施工確認書を作成し、その電子データを電子メールにより提出し、監督職員の確認を得なければならない。ただし、緊急を要する作業は、この限りではない。また、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、確認書の作成に当たっては、事前に提出頻度について監督職員と協議しなければならない。

2 受注者は、首都高速道路を規制して施工する場合の作業日及び時間帯について、設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

1.1.21 工事用地等の使用

1 受注者は、契約書第16条第1項に規定する工事用地等を無償で使用することができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。

2 受注者は、前項の工事用地等を専ら工事の施工の目的として使用しなければならない。

3 受注者は、当社が権限を有する土地又は物件を使用するときは、「仮設建物等設置承諾申請書」を提出し、承諾を得なければならない。ただし、使用途中において、その使用方法の変更又は一部返還を監督職員が指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。

1.1.22 受注者が確保すべき用地等

1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び専ら受注者が使用する用地等に伴う借地をいう。

2 受注者は、工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。

3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

1.1.23 条件変更等の処理

1 受注者は、契約書第18条第1項に規定する事実を発見し、当社に確認を請求するときは、「工事打合せ簿」にその内容を記載して、提出しなければならない。

2 受注者は、監督職員の指示に従い、自らの費用により次に掲げる作業を行わなければならない。

(1) 契約書第18条第4項各号に規定する工事内容の変更又は設計図書

の変更を行うために必要な図面の作成（測量図を含む。）、数量算出、試験結果等の資料作成及び整理

(2) 前号の資料作成に必要な簡易な構造物の設計

(3) その他必要資料及び前2号に準ずる資料の作成

1.1.24 受注者の意義申立書の提出

1 受注者又は現場代理人は、発注者又は監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者又は監督職員に異議申立書を提出することができる。

2 前項の異議申立書の提出があったときは、発注者又は監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者又は現場代理人と協議しなければならない。

3 受注者は、前2項の異議申立書を提出したときであっても、1.1.25により監督職員が工事の中止を指示したときを除き、工事の全部又は一部を中止してはならない。

4 受注者又は現場代理人が、異議申立書を第1項に定める期間内に監督職員に提出しなかったときは、指示を承諾したものとみなす。

1.1.25 工事の中止

1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不相当又は不可能となった場合。

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不可能と認めた場合。

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合。

(4) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。

(5) 受注者が契約書類又は監督職員の指示に従わないとき。

2 受注者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。

1.1.26 スライド条項の適用

1 契約書第25項第1項から第4項までの規定（以下「スライド条項」という。）に基づく請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、次項から第8項までの定めにより行うものとする。

2 賃金又は物価の変動

スライド条項にいう賃金又は物価の変動とは、当該工事場所のある都県

における建設労働者の賃金水準，建設資材の価格，建設機械及び仮設材の損料，賃料，運送料等に関する価格水準の変動をいう。

3 請求の方法

(1) 発注者又は受注者（以下「請求者」という。）が賃金又は物価の変動状況，当該工事の残工事量等から勘案し，適当と判断した日にスライドの請求を行うことができる。ただし，請負契約締結の日又は直前のスライド条項に基づく請負代金額の変更を請求した日から 12 か月を経過した後であって，残工事の工期が当該スライド請求をする日から 2 か月以上あるときでなければならない。

(2) 前号の請求は当該請求者が「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更協議書」を相手方に提出することにより行う。

4 適用の基準日

スライド条項の規定を適用する基準日は，契約書第 25 条第 3 項の規定に基づき，請求者から請求のあった日とする。

5 残工事量の算定

変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の算定の基礎となる残工事量は，契約数量に対する基準日までの工事出来形部分（施工済数量）を基準日直前の実施工程表を用いて確認し，契約数量から差し引いて算出する。

6 残工事量の認定

(1) 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の認定については，スライドの請求があった日から起算して 14 日以内で発注者が受注者と協議して定める日において，総括監督員が認定するものとする。この場合において，受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は残工事量に含めず，基準日までの工事出来形部分に含めるものとする。

(2) 前号の残工事量の認定のために必要となる基準日までの工事出来形部分の確認は，「残工事数量確認書」により，受注者の立会いの上，現場監督員が行う。この場合において，必要な資料等の作成は，受注者が行うものとする。

7 スライドの協議

(1) スライドの協議は，残工事数量が最終確定したときに行う。

(2) スライド額は，変動前残工事代金額と変動後代金額との差額のうち，変動前残工事代金額の $15 / 1000$ を超える額とする。

8 スライド額の支払

スライド額の支払は，しゅん功代金の支払時に合わせて行う。この場合において，スライド額の支払を行う者が受注者であるときは，しゅん功代金と相殺することができる。

1. 1. 27 不可抗力による損害

1 契約書第 29 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは，次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合で，次のいずれかに該当する場合。

イ 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上のとき。

ロ 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上のとき。

ハ その他設計図書で定める基準

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合。

(3) 地震，津波，高潮及び豪雪に起因する場合

地震，津波，高潮及び豪雪により生じた災害にあつては，周囲の状況により判断し，相当の範囲にわたって，他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。

1.1.28 損害範囲の認定

契約書第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは，契約書第26条及び本章5節に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責めによるとされるものをいう。

1.1.29 工事のしゅん功

1 受注者は，工事が完成したときは，契約書第31条第1項の規定により，直ちにしゅん功通知書を提出しなければならない。

2 工事のしゅん功日とは工事が完成した日をいい，工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。

(1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。

(2) 契約書第17条第1項に基づく改造が完了していること。

(3) 仮設物の撤去，跡片付け，整地，清掃等が完了していること。

(4) 次に掲げる書類等の整理が完了し，しゅん功図書については電子納品等運用ガイドラインに基づき完了していること。

イ 契約書（写し）及び工事請負現場説明書（写し）

ロ 金額を記載しない設計書（写し）及び図面

ハ 施工計画書，作業計画書及び実施工程表

ニ 工事打合せ簿

ホ 工事週報

ヘ 材料検査に関する書類

ト 支給材料及び貸与品に関する書類

チ 機器承諾函

リ 設計計算書

ヌ 現場検査カード

ル 工事写真

ヲ しゅん功図書

ワ 工事完了明細報告書

カ その他検査に必要な書類，記録，写真等

3 契約書第42条第3項に規定する遅延日数の算定は，次式によるものとする。

なお，不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は，それぞれ契約書

第 31 条第 2 項及び第 6 項に規定するものをいう。

$$\text{遅延日数} = (\text{しゅん功通知書受領日} - \text{契約工期末日}) \\ + (\text{修補完了通知書受領日} - \text{不合格の通知日})$$

4 受注者は、工事が完成したときは当社制定の「工事完了明細報告書作成マニュアル(受注者用)」に基づき自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。工事完了明細報告書は「電子納品等運用ガイドライン」の対象外とする。

1.1.30 部分使用

1 部分使用の請求及び承諾

- (1) 発注者が契約書第 33 条第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用しようとするときは、「部分使用承諾請求書」により受注者に承諾を求めることができる。
- (2) 受注者は、前号の承諾を求められたときは、特段の理由がない限り「部分使用承諾書」により承諾しなければならない。

2 部分使用の検査

- (1) 前項により受注者が部分使用を承諾したときは、現場監督員は、受注者の立会の上、当該工事目的物の出来形検査を行うものとする。
なお、当該検査に合格した場合においても、契約書第 17 条及び第 31 条の規定は、適用される。
- (2) 受注者は、前号の検査において現場監督員から修補が指示されたときは、直ちに自らの責任と費用により修補を行わなければならない。
- (3) 受注者は、当該検査に必要な資料、工事記録写真等を整備するとともに、必要な人員、機材等を提供しなければならない。
- (4) 現場監督員は、第三者に工事目的物の部分使用をさせようとするときは、第 1 号の検査に当該第三者を立会わせることができる。

3 受注者は、前項の検査の完了後、直ちに当該工事目的物を使用できる状態にしなければならない。

4 他者の工事に係る工事目的物を部分使用する場合

- (1) 受注者は、監督職員から他者の工事に係る工事目的物の部分使用を指示されたときは、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- (2) 受注者は、前号の部分使用に当たり、その責めにより工事目的物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1.1.31 保険の付保及び事故の補償

1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疫病、死亡その他の

事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

3 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書の写しを、工事請負契約締結後 1 か月以内に提出しなければならない。

1.1.3.2 建築限界の確保

受注者は、足場工、支保工、防護工等を施工するときは、関係法令等に定める建築限界を侵してはならない。ただし、関係管理者の許可を得たときには、この限りではない。

1.1.3.3 文化財の保護

1 受注者は、工事の施工に当たっては、文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、報告するとともに、監督職員の指示に従わなければならない。

2 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、当社との契約に係る工事に起因するものとみなし、当社が、当該埋蔵物の発見者としての権利を有するものとする。

1.1.3.4 工事内容等の公表

受注者は、工事に関する事項について公表しようとするときは、あらかじめ書面により、工事施工中においては総括監督員の、工事完成後においては当社が定める者の承諾を得なければならない。

1.1.3.5 しゅん功図書

1 受注者は、工事が完成したときは、当社制定「電子納品等運用ガイドライン」に基づきしゅん功図書を作成しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるとき又は監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならない。

1.1.3.6 工事カルテの作成及び登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に完成時は、工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

る。

1.1.37 建設副産物

- 1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務官次官通達平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達平成3年10月25日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提出しなければならない。
- 3 受注者は、当該工事が一定規模以上の工事（表-1.1）の場合は、工事着手に先立ち、当社が貸与する再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）入力システム（以下「システム」という。）を使用して、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後速やかに再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書及びシステムで作成したデータを提出しなければならない。

表 - 1.1 一定規模以上の工事

再生資源利用計画（実施書）の作成	再生資源利用促進計画（実施書）の作成
次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事
1 . 土砂 ……………1,000m ³ 以上	1 . 土砂 ……………1,000m ³ 以上
2 . 砕石 ……………500 t 以上	2 . コンクリート塊
3 . 加熱アスファルト混合物 ……200 t 以上	アスファルト・コンクリート塊
	建設発生木材
	建設汚泥
	建設混合廃棄物
	} 合計 200 t 以上

- 4 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。

1.1.38 過積載等の防止

- 1 受注者は、タンク等大型貨物自動車による土砂及び工事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）及び「車両制限令」（昭和36年政令第265号）に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、「搬送計画」を提出しなければならない。なお、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める制限を超えて工事用資材及び機械等を運搬する場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の許可を受けるものとする。
- 2 受注者は、土砂、資材等の運搬に当たっては、タンク等大型貨物自

動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。
- (2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不法表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不法表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (9) 下請負契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。

1.1.39 特許権等

- 1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法又は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により報告するとともに、これを保全するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1.1.40 工事関係者に対する措置請求

- 1 発注者又は監督職員は、現場代理人(統括安全衛生責任者と兼任する

現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者又は統括安全衛生責任者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)、総括安全衛生監理者、元方安全衛生管理者、元方安全衛生管理代理者が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1.1.4.1 臨機の措置

1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに報告しなければならない。

2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1.1.4.2 管理カードの作成

受注者は、工事が完成した時は、当社制定の保全情報管理システム管理カード作成要領に基づき自らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託又は請負わせてはならない。

第2節 照査

1.2.1 設計書等の照査

1 受注者は、工事の着工前に、設備計算書、図面及び材料計算書(以下「計算書等」という。)の照査を行わなければならない。

ただし、実施設計付き工事における実施設計の照査は、設計共通仕様書(施設編)によるものとする。

2 前項の計算書等の照査の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 設備計算書(負荷計算書、容量計算書等)

イ 設備計算書と設計条件との照合

ロ 負荷、容量、損失及び強度計算等の照査

(2) 図面

イ 図面と仕様書及び設備計算書との照合

ロ 図面と既存構造物等との照合

ハ 機能及び適法性の照査

ニ 図面と関係工事との取合いの照査

(3) 材料計算書

イ 数値と図面との照合

ロ 計算の照査

ハ 金額を記載しない設計書との照合

3 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図(もしくは電子データ)を貸与することができる。ただし、共通仕様書その他各種要領等販売されているものについては、受注者が備えるものとする。

1.2.2 照査担当主任技術者及び照査担当技術者

1 受注者は、計算書等の照査の着手に先立ち、照査担当主任技術者及び照査担当技術者を定め、「照査担当主任技術者等選定通知書」及び「経歴書」を添えて、提出しなければならない。

2 照査担当主任技術者は、1.1.16に規定する主任技術者と同等以上の技術的専門知識及び経験を有する者でなければならない。

3 監督職員は、照査担当主任技術者又は照査担当技術者について不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を取ることを請求することができる。

4 照査担当技術者は現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者を兼ねることができる。

1.2.3 計算書等照査報告書及び照査表

受注者は、計算書等の照査について作業内容等の結果をまとめ、「計算書等照査報告書」及び「計算書等照査表」を提出し、監督職員の確認を求めなければならない。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。

第3節 調査

1.3.1 現場測量

受注者は、設計図書及び監督職員の指示に従い、工事の施工に先立ち、必要な測量及び測定(既存構造物及び設備を含む)を行い、この結果を速やかに報告しなければならない。

1.3.2 工事に伴う調査

受注者は、施工計画書の立案、工事の安全対策等に必要なものについては、自らの責任と費用により調査を行い、契約書第18条の条件変更が生じる場合は、速やかに監督職員に確認の請求を行わなければならない。

第4節 施工管理

1.4.1 一般

受注者は、工事目的物が契約書類に適合するよう工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。

1.4.2 工事实施行程表

- 1 受注者は、契約書第3条第1項の規定により提出した工事工程表に基づき、より詳細な実施工程表をネットワーク手法により作成し、監督職員の承諾を得なくてはならない。ただし、監督職員が特に認めた工事については、バーチャート手法によることができるものとする。
- 2 受注者は、工事工程に変更が生じたときには、前項の規定に基づき変更実施工程表を作成し、監督職員の承諾を得なくてはならない。

1.4.3 施工計画書

1 受注者は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- (1) 工事概要
 - (2) 実施工程表
(事前に1.4.2により、主任監督員の承諾を得ること。)
 - (3) 現場組織
 - (4) 緊急時の体制
 - (5) 仮設備計画
 - (6) 保安設備
 - (7) 使用材料(品名、規格、製造業者名、適合規格を記載する。)
適合規格については、設計図書、土木材料共通仕様書及びJIS規格番号を明記する。
 - (8) 主要機械
 - (9) 施工計画
 - (10) 環境対策
 - (11) 安全衛生管理
 - (12) 防災対策計画
 - (13) 社内検査体制
(工種ごとの検査責任者及び検査項目も記載する。)
 - (14) 品質出来形管理体制
 - (15) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画
(1.1.39第3項で規定する工事に該当する場合)
 - (16) 建設廃棄物処理計画
 - (17) その他必要と認められる事項(業務用ETCカードの管理等)
- 2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。
- 3 受注者は、各工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計

画書又は変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。

1.4.4 品質管理計画書

受注者は、当社で採用された実績のない材料、製品及び工法（以下、「新材料等」という。）を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した品質管理計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、応力部材として使用しないものについては、監督職員の承諾のうえ省略することができる。

- (1) 適用の範囲
 - (2) 施工概要
 - (3) 要求性能
 - (4) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）
 - (5) 試験施工計画
 - (6) 施工管理計画（社内検査体制含む）
 - (7) 品質管理計画（品質管理体制含む）
 - (8) その他必要と認められる事項
- 2 受注者は、品質管理計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該新材料等使用前に、「変更品質管理計画書」を提出しなければならない。
- 3 受注者は、新材料等を使用する場合は、次の各号に基づき施工管理を行わなければならない。
- (1) 材料受け入れ時は、2.1.4 第6項にて監督職員の承諾を得た性能、品質と現場に搬入された材料との整合を確認すること。
 - (2) 試験施工を実施し、設計時において前提とした要求性能を確認すること。
 - (3) 施工中は、品質管理計画書に記載した施工管理計画及び品質管理計画に基づき、必要な検査を実施すること。
 - (4) 施工完了後、設計時において前提とした要求性能が満足されていることを確認すること。
 - (5) その他必要と認められる事項。

1.4.5 施工法の承諾

受注者は、設計図書において材料の使用又は施工法等に関し監督職員の承諾を得ることと指定された事項については、「材料使用（施工法）承諾申請書」を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

1.4.6 作業計画書

1 受注者は、設計図書に定められているときは、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。

- (1) 施工体制
- (2) 作業工程

- (3) 施工方法（施工順序及び施工範囲含む）
- (4) 使用材料
- (5) 機械器具類
- (6) 品質及び施工管理計画（社内検査体制含む）
- (7) その他各節に特に定める事項等

2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に「変更作業計画書」を提出しなければならない。

1.4.7 施工

1 受注者は、施工計画書及び作業計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

2 受注者は、工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに工事打合せ簿にその内容を記載して報告し、監督職員の指示を受けなければならない。

3 受注者は、高速道路上にあっては道路工事等協議書に従い工事を施行し、高速道路外にあっては工事の施工に先立ち道路使用許可申請書により所轄警察署の許可を受け、かつ、その許可条件を遵守して工事を施行しなければならない。

4 受注者は、工事の施工中、高速道路上にあっては道路工事等協議書の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外にあっては道路使用許可書をそれぞれ携帯しなければならない。

5 受注者は、工事開始時及び工事終了時並びに降雨その他の事由により工事を中止するときは、速やかにその旨を連絡しなければならない。

1.4.8 ETC業務用カードの貸与

1 受注者は、維持、修繕工事等（新設又は改築については、首都高速道路の工事で、供用中の首都高速道路を通行しなければ施行が困難な工事に限る。）のため、首都高速道路上（営業路線）へ入る場合は、原則としてETC業務用カードによらなければならない。

2 受注者は、首都高速道路（営業路線）へ入るために必要なETC業務用カードについては、交付申請することにより、必要枚数を請求することができる。

3 受注者は、ETC車載器を自らの負担により設置しなければならない。

4 受注者は、貸付を受けたETC業務用カード1枚毎に、毎月末に「使用報告書」を提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が確認を求める場合がある。

5 受注者は、ETC業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について施工計画書に記載しなければならない。

6 受注者は、受注者の責によるETC業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。

7 受注者は、ETC車載器の搭載が困難な場合（短期リース車両等）や特別な事情のある場合は、貸与されたETC業務用カードを使ってICCR方式

により首都高速道路（営業路線）に入ること。

1.4.9 出来形の管理

受注者は、設計図書に出来形規格値の定めがあるときは、出来形の管理をしなければならない。

1.4.10 現場社内検査

1 受注者は、施工計画書又は作業計画書に基づき、工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。

2 受注者は、監督職員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。

3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、「施工計画書」又は「作業計画書」に記載しなければならない。

なお、現場社内検査責任者は、主任技術者又は監理技術者及び受注者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。

4 受注者は、工事の施工について、現場監督員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。

1.4.11 工事週報等

1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、品質管理室工事検査グループによる検査時に確認できるようにしなければならない。

2 前項において、準備工、工場製作工等の期間で、監督職員が認めた工事については、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。

3 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。

4 受注者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月5日までに、これを提出しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を1.4.2第2項の規定により行わなければならない。

5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1.4.12 工事中仮設構造物等

受注者は、設計図書に特別な定めのある場合を除き、仮設施工方法等そ

の他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、自らの責任と費用により所要の事項を定め、安衛法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき、安全を確認の上、工事を施工しなければならない。

1.4.13 作業用機械の選定等

- 1 受注者は、機械設備工事に使用する作業用機械の選定、使用等について、設計図書により機械が指定されている場合には、これに適合した機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することができる。
- 2 受注者は、騒音規制法第14条及び振動規制法第14条に基づき、区市に届出を行ったときは、速やかに報告しなければならない。
- 3 受注者は、作業用機械の操作、組立又は解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。

1.4.14 環境保全

- 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに報告し、監督職員から指示があったときは、それに従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。
- 3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提示しなければならない。

1.4.15 支障物件の処理

- 1 受注者は、工事の施工に支障を及ぼす既存の物件（支障物件）について、関係者及び監督職員の承諾を得た上で必要に応じこれらの調査を行うとともに、その状況を確認の上報告書を提出しなければならない。
- 2 受注者は、前項の報告書を提出したときは、支障物件の処理について監督職員の指示を受けなければならない。
- 3 受注者が自らの都合により既存の物件を移転する必要があるときは、報告しなければならない。これに必要な費用は、受注者の負担とする。

1.4.16 支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品については、契約書第15条の規定によるほか、次の

各号によらなければならない。

- (1) 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。
- (2) 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、支給材料又は貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料又は貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、支給材料又は貸与品について、当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。
- (5) 受注者は、支給材料又は貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。
- (6) 受注者は、毎月 5 日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。
- (7) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接又は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願又は貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (8) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の「土木工事共通仕様書 機械器具貸与共通仕様書」の規定によらなければならない。
- (9) 受注者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。

1.4.17 現場発生品

- 1 受注者は、工事の施工に伴い、設計図書に定めのない現場発生品を発見したときは、直ちに報告し、監督職員の指示を受けるとともに、当該発生品の品名、規格及び数量について監督職員の確認を受けた後、「発生品報告書」を提出しなければならない。
- 2 受注者は、工事の施工によって生じた現場発生品については、前項に規定する「発生品報告書」を作成し、監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。

第 5 節 安全衛生管理

1.5.1 一般

- 1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）を遵守するとともに、当社制定の土木工事安全衛生管理

指針（以下「土木工事安全衛生管理指針」という。）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長平成6年11月1日）を参考にし、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。

2 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び

元方安全衛生管理者

1 受注者は、1.1.16に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場に常駐させなければならない。

2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。
- (6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。
- (7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。
- (8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。

3 統括安全衛生責任者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。

- (1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置し、その結果を安全衛生管理に関する「処置報告書」を提出すること。
- (2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。

4 元方安全衛生管理者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。

- (1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。
 - (2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及び品質管理室工事検査グループによる検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。
- 5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。
- 6 受注者は、当社の他工事と同一現場において混在して施工をする場合は、他工事の受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生責任者を選定し、通知しなければならない。
- 7 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

1.5.3 災害及び事故報告

受注者は、工事の施工中、若しくは工事の中止中に災害又は事故が発生したときは、直ちに応急処置をとり、監督職員に通報し、指示を受けなければならない。また、受注者は、速やかに「災害・事故報告書」を作成し、次の各号により提出しなければならない。

- (1) 契約書第29条第1項に規定する損害が生じたときは、総括監督員に提出するものとする。
- (2) 前号以外の災害及び事故については、現場監督員に提出するものとする。

1.5.4 工事現場

- 1 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならない。
- 2 受注者は、工事現場に工事名、工事区間、工事期間、施工業者名、当社名、工事許可条件等を記載した工事標示板を設置しなければならない。この場合において、夜間作業を行うときは、その旨を工事標示板に記載しなければならない。
- 3 受注者は、道路上において工事を施工する際は、必ず、道路使用許可証を携行しなければならない。
- 4 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

1.5.5 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかななければならない。
- 2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を提出しなければならない。
- 3 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。
- 4 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。
- 7 受注者は、工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともにその使用を工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。

1.5.6 地下埋設物

- 1 受注者は、工事の施工に先立ち、当社から貸与された埋設物の資料等を参考にして、設計図書に定められた工事現場及びその周辺地域における埋設物の位置、規格、構造、老朽の程度等を埋設物の管理者の立会の下に、試掘等によって確認しなければならない。
- 2 受注者は、埋設物に接近して工事を施工するときは、あらかじめその埋設物の管理者と工事の施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物の管理者の立会の有無、緊急時の連絡方法等を協議の上、報告しなければならない。
- 3 受注者は、工事中埋設物を露出させるときは、当該埋設物を防護し、工事中の損傷を防止するために万全の措置を講じるとともに、常に巡視点検を行い、異状を認めるとき又は埋戻し後に異状を生じるおそれがあるときは、直ちに監督職員及びその埋設物の管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 受注者は、工事の施工に支障となる埋設物の移設又は撤去を行うときは、埋設物管理者と協議し、万全の措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。

1.5.7 防災対策

受注者は、工事の施工に当たり、豪雨、豪雪、出水、強風等に対しては、施工計画書に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等を準備する等、防災体制を確

立しておかなければならない。

1.5.8 地震防災及び震災対策

1 防災対策

受注者は、工事の施工に当たり、自らの責任と費用により次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。

(1) 地震発生に備えて、施工計画書に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配置に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。

(2) 地震が発生したときは、工事現場の状況に応じて、直ちに初期点検及び詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。

2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。

(1) 構築中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。

(2) 現場での労力及び機材の確保に努めること。

3 震災対策

受注者は、地震の発生により被害が確認された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。

(1) 被害が確認された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。

(2) 重大な被害が確認された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに報告しなければならない。

(3) 被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その指示に従わなければならない。

(4) 他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。

(5) 災害復旧に当たっては、監督職員の指示に従い、速やかに災害復旧計画書を提出するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。

1.5.9 仮設備の管理

受注者は、施工に必要な電力、給水等の仮設備に第三者及び関係使用人等以外の使用人等が接触することのないよう防護するとともに、電力設備については、管理責任者を定め、十分な管理をしなければならない。

1.5.10 交通安全管理

1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第

28 条によって処置するものとする。

2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

3 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）、道路工事現場における表示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、監督職員が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

7 受注者は、特記仕様書の他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

9 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

10 受注者は、高速道路上で工事を行うときは、当社の「高速道路上工事の保安施設実施要領」に従い保安施設を設置するとともに、保安施設内の従業員の安全に十分注意しなければならない。

1.5.11 安全・訓練等の実施

1 受注者は、建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成 4 年 4 月 14 日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

- (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 土木工事安全管理指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認
 - (5) 当該工事における災害対策訓練
 - (6) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (7) その他，安全・訓練等として必要な事項
- 2 受注者は，当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を施工計画書に記載しなければならない。
- 3 受注者は，安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事週報等に記録し，報告しなければならない。

1.5.12 交通事故発生時等の協力業務

工事関係者が，首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇又は，落下物等を発見した場合は，自らの安全が確保でき，かつ可能な範囲で，下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話，無線などによる通報
- (2) 発煙筒，旗，ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助，援助及び落下物の車線から排除

第6節 監督職員が行う検査

1.6.1 一般

監督職員は，設計図書に定められた出来形及び品質を確保するため，書類又は立会により，出来形，品質，数量等を確認する検査を行うものとする。この場合において，受注者が1.4.8により提示した現場社内検査の結果を参考とする。

1.6.2 検査

- 1 受注者は，設計図書の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう指示した事項については，担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において，受注者は，工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し，その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出しなければならない。
- 2 監督職員は，工事期間中，工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において，受注者は，検査を円滑に実施するため，情報提供及び協力を行わなければならない。
- 3 前項において，総括監督員が必要と認めたとき，総括監督員の定める現場監督員は，製作工場に滞在して，全部又は一部の工程について立会又は検査を行うことができる。
- 4 受注者は，現場監督員が出来形及び品質の確認のために資料の提出を求めた場合は，これに従わなければならない。

5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.8第3項に規定する現場社内検査責任者及び1.1.17に規定する専任技術者を臨場させなければならない。

6 受注者は、自ら補修又は改作を行うときは、監督職員の承諾を得なければならない。

1.6.3 受注者の責任

受注者は、契約書第14条に規定する現場監督員の立会を受けて調合し、若しくは検査に合格した工事材料又は見本若しくは工事写真等の記録が整備された工事材料を使用したとき又は現場監督員の立会を受けて施工したときであっても、品質保証に係る受注者の責任は免除されない。

1.6.4 検査又は立会の時間

現場監督員による検査及び立会の時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると現場監督員が認めた場合若しくは指示した場合はこの限りではない。

1.6.5 検査に必要な費用

1 契約書第13条第2項及び第14条第7項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。

2 受注者は、監督職員が製作工場に滞在して立会又は検査を行う場合は、監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。

1.6.6 立会の省略

現場監督員がやむを得ず立会を行うことができない場合には、当該立会を省略することができる。この場合において、事前に実施した受注者の現場社内検査（自主検査）をこれに替えることができるものとする。なお、受注者は、社内検査の結果及び写真等の資料を整備し、現場監督員の確認を受けなければならない。

第7節 電気工作物保安検査

1.7.1 一般

電気工作物保安検査とは、当社が別に定める自家用電気工作物の保安業務に係る電気主任技術者又はその補助を行う保安担当主務者（以下「電気主任技術者等」という。）が、自家用電気工作物に係る工事の一部又は全部が完成したときに、当社制定の電気工作物保安規程その他関連法令に基づき、電気工作物に係る工事の保安上支障がないことを確認するために行う検査をいう。

1.7.2 検査

- 1 受注者は、書面により電気主任技術者等に検査を依頼しなければならない。
- 2 受注者は、検査を受ける前に、電気主任技術者等の指示に従い社内検査を実施するとともに、社内検査の結果を電気主任技術者等に提出しなければならない。
- 3 受注者は、検査を受けるに必要な条件並びに現場体制を整えなければならない。
- 4 臨 場
 - (1) 電気主任技術者等は、検査に当たり、現場代理人のほか、必要に応じ主任技術者及び現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。
 - (2) 電気主任技術者等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。
- 5 修 補
 - (1) 電気主任技術者等は、検査の結果、修補を必要と認めたときは、受注者に対し書面により修補を命ずる。ただし、軽微な修補については、電気主任技術者等は、現地において修補を口頭指示することができる。
 - (2) 受注者は、電気主任技術者等から書面で修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、電気主任技術者等の再検査を受けなければならない。
 - (3) 受注者は、電気主任技術者等から修補を口頭指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、電気主任技術者等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。
 - (4) 受注者は、修補が完了したときは、直ちに書面により電気主任技術者等に報告しなければならない。

1.7.3 受注者の責任

受注者は、1.7.2による検査に合格したときであっても、品質保証に係る受注者の責任は免除されない。

1.7.4 検査員に必要な費用

受注者は、検査に当たり、1.6.5に規定する費用を負担しなければならない。

第8節 検査員等が行う検査

1.8.1 一般

1 検査員等は、現場督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。

(1) しゅん功検査

契約書第31条第2項の規定に基づき、工事の完成を確認するための検査をいう。この検査においては、中間検査済部分及び出来形部分検査済

部分についても検査の対象とする。

(2) 一部しゅん功検査

契約書第 38 条第 1 項の規定に基づき，指定部分の工事の完成を確認するための検査をいう。この検査においては，指定部分の中間検査済部分及び出来形部分検査済部分についても検査の対象とする。

(3) 中間検査

施工の中途において，工事の進捗に伴い工事目的物の完成を確認することが困難となる時，分割して検査を行うことが望ましいとき等総括監督員が検査を行う必要があると認めたときに，その指定する部分に対して行う検査をいう。この場合において，契約書第 31 条第 4 項に規定する検査を行った部分についての引渡しを受けるものではない。

(4) 出来形部分検査

契約書第 37 条第 1 項に規定する部分払の請求が受注者からなされたときに行う検査をいい，請負代金相当額の算定に使用される。この場合においては，契約書第 31 条第 4 項に規定する検査を行った部分についての引渡しを受けるものではない。

2 総括監督員は，前項の(1)から(3)の検査に先立って，受注者に対して検査日を通知するものとする。

1.8.2 しゅん功検査

1 検査担当者は，契約書第 31 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し，当該検査の結果を受注者に通知するものとする。

2 受注者は，しゅん功検査を受けるに先立ち，社内において，当該工事の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに，現場検査カードを提出しなければならない。

3 受注者は，しゅん功検査に必要な資料の提出，測定，足場の設置等について，あらかじめ現場監督員と十分打合せを行い，その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置，撤去等については，自らの責任と費用により行わなければならない。

4 受注者は，しゅん功検査に必要な人員，機材等を提供しなければならない。

5 しゅん功検査の内容

検査員等は，工事目的物の対象として，次に各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の出来形検査

工事の出来形について，形状，寸法，精度，数量，品質，機能及び出来栄の検査を行う。

(2) 工事管理状況の検査

工事管理状況について，書類，記録及び写真等を参考にして検査を行う。

6 立会人

(1) 検査員等は，検査に当たり，現場代理人のほか，当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。

- (2) 検査員等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。

7 修 補

- (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。
- (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。
- (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において、口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。
- (4) 受注者は、第1号により、検査責任者から「修補命令書」により修補を命じられたときは、検査担当者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。
- (5) 受注者は、第2号により、検査員等から「修補指示書」により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了届を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。
- (6) 受注者が、第5号の指示された期間内に修補を完了しなかったときは、当社は、契約書第42条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該「修補指示書」による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。

1.8.3 一部しゅん功検査及び中間検査

1 一部しゅん功検査においては、1.8.2中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「しゅん功検査」とあるのは「一部しゅん功検査」と読み替えて、それぞれ1.8.2の規定を適用する。

2 中間検査においては、1.8.2中「工事」とあるのは「中間検査に係る工事」と、「しゅん功検査」とあるのは「中間検査」と読み替えて、それぞれ1.8.2(第7項第6号から第8号までを除く。)の規定を適用する。

1.8.4 出来形部分検査

1 検査の請求

受注者は、契約書第37条第2項に基づき、部分払いの請求に係る工事の出来形部分の確認を求めるときは、「出来形部分検査請求書」を提出しなければならない。

2 検査結果の通知

発注者は、受注者から前項の確認を求められたときは、遅滞なくその確認のための検査を行い、その結果を「出来形部分検査認定書」により受注者に通知しなければならない。

3 工事出来形部分の検査

- (1) 受注者は、工事出来形部分の検査に必要な数量等の算出を行い、提

出しなければならない。

(2) 受注者は、工事出来形部分検査を行うときは、臨場しなければならない。

(3) 受注者は、検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。

第2章 機器及び材料

第1節 一般事項

2.1.1 使用機材

- 1 受注者は、契約書類において工事に使用する機材（以下「機材」という。）を支給又は貸与されるものを除き、自らの責任と費用により工事の進捗に支障とならないよう調達しなければならない。
- 2 受注者は、機材の使用に当たり、設計図書で定められた機材を使用しなければならない。この場合において、使用する機材は、仮設機材を除き、新品とする。
- 3 設計図書に「JISマーク表示品」又は「水マーク表示品」と指定された機材は、それぞれのマークの表示のあるものとする。
- 4 受注者は、施工計画書に機材の品名、規格及び製造業者名を記載しなければならない。この場合において、製造業者又は品名が設計図書で定められているときは、これによらなければならない。
- 5 受注者は、監督職員が機材の見本又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。
- 6 受注者は、機材の製作図を機材製作前に監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。

2.1.2 設計図書で定められた機材以外を使用する場合の特例

- 1 受注者は、設計図書で定められた以外の機材を使用する場合には、材料使用承諾申請書を提出し、承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、材料使用承諾申請書の提出にあたっては、使用する機材の証明書、試験成績表、規格証明書等必要な資料を添付しなければならない。成分、品質、性能等を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。
- 3 受注者は、第1項の機材を使用するときは、その使用前に、外観、形状、寸法等を確認するほか、次に掲げる条件を満足しなければならない。
 - (1) 機材の規格又は品名の違う機材を使用するときは、設計図書で定められた機材の品質及び性能と同等の機材であること。
 - (2) 設計図書で定めた製造業者以外の製造業者の機材を使用するときは、品質管理、製造能力等が同等の製造業者の機材であること。
 - (3) 機材の品質及び規格は、2.1.2に規定する品質及び規格と同等であること。
- 4 第2項の試験を行うときは、現場監督員の立会いを受けなければならない。
- 5 第2項の試験の方法は、建築基準法、JIS、HASS等の試験項目に準じて行うものとする。
- 6 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認められた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。

- (1) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）
- (2) 新材料等の概要
- (3) 施工実績
- (4) 特徴
- (5) 選定理由
- (6) その他必要と認められる事項

2.1.3 機材の品質及び規格

機材の品質及び規格は，設計図書で定められているものを除き，原則として日本工業規格（JIS）又は空気調和・衛生工学会規格（HASS）の定めるところによる。

2.1.4 機材検査

1 受注者又は現場代理人は，設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については，使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を検査時に提示し，検査終了後は，その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に添付して，整備・保管しなければならない。なお，検査実施の依頼については，「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し，その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するものとする。電子メールによる提出が困難な場合は，紙による提出も可能とする。

2 機材検査は，品質及び数量について行うものとする。

3 品質検査

(1) 品質検査は，機材の品質及び規格と品質証明書，試験成績表，規格証明書等との照合検査及び外観，形状，寸法等の確認検査並びに成分品質，性能等を確認するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。

(2) 受注者は，照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書，試験成績表，規格証明書等を検査時に提示し，検査終了後は，その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書のいずれかに添付し，整備・保管しなければならない。この場合において，これらの証明書等がないときは，受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお，監督職員の承諾を得たものについては，この限りでない。

(3) 受注者は，設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き，照合検査に合格した場合は，物理的又は化学的試験を省略することができる。

(4) 監督職員は，品質検査に合格した機材についても必要と認めるときは，機材の抜き取りによる物理的又は化学的試験を受注者に指示することができる。

4 数量検査

数量検査は，検量又は出来型により使用する機材の数量を確認するとともに，品質証明書等との照合により行うものとする。

5 工事材料検査又は工事施工立会検査

受注者は、工事材料検査又は工事施工立会検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及び品質管理室工事検査グループによる検査時に提出しなければならない。

2.1.5 機材検査に伴う試験

- 1 受注者は、下記の機材について試験を行わなければならない。
 - (1) 機材の各項で指定された機材
 - (2) 1.2.1表に該当する機材
 - (3) 特記により指定された機材
 - (4) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない機材
- 2 試験方法は、建築基準法，JIS，HASS等の法規又は規格に定めのある場合は、それによるものとする。
- 3 受注者は試験が完了したときは、その試験成績表を速やかに提出するものとする。
- 4 製造者において実験値等が整備されているものは、監督職員の承諾により、性能表又は能力計算書等性能の証明となるものをもって試験に代えることができるものとする。
- 5 監督職員は、必要に応じて機材の抜取検査を行うことができるものとする。この場合において、監督職員は検査に伴う試験を受注者に行わせることができるものとする。

機 材		試 験 項 目
弁 類	減 圧 弁	水圧及び作動
	安 全 弁	同 上
	温度調整弁	同 上
	電 磁 弁	同 上
	電 動 弁	同 上
ポン プ 類	うず巻ポンプ	揚水量，揚程，電流値及び水圧 (ポンプ本体)
	水中モーターポンプ	同上
	給水ポンプユニット	揚水量，給水圧力及び電流値
	オイルポンプ	揚油量，全圧力及び電流値
タン ク 類	鋼板製タンク	満水及び内部防錆被膜
	F R P製タンク	満 水
	貯湯タンク	水 圧
	オイルタンク	地下式
その他		満 水

	膨張タンク	開放型	満水及び内部防錆被膜
	環水タンク		満水及び内部防錆被膜
	熱交換器		能力，水圧及び内部防錆被膜 (水室部)
	ヘッダー		水圧及び内部防錆被膜

機 材		試 験 項 目	
空気調和設備工事用機材	ボイラー	熱出力，水圧及び騒音	
	直だき吸収冷温水機	冷凍能力，過熱能力，電動機出力， 水圧及び気密耐圧	
	小型給水ユニット	同 上	
	冷 凍 機	圧縮式	冷凍能力，電動機出力，振動騒音， 水圧及び気密耐圧
		吸収式	冷凍能力，水圧， 騒音及び気密耐圧
	空気熱源 ヒートポンプユニット	冷凍能力，加熱能力，騒音及び電 動機出力	
	冷却塔	冷却能力及び騒音	
	送風機	風量，全圧，回転数，電流値及び 騒音	
	パッケージ型空気調和機	能力，風量，静圧，電流値，振動， 騒音，水圧及び気密耐圧	
ユニット型空気調和機	能力，風量，静圧，電流値，振動， 騒音，水圧及び気密耐圧		

空気調和設備工事用機材	ファンコイルユニット	能力，風量，定格消費電力，損失 水頭及び騒音
	空気清浄装置	補集率及び初期抵抗
	全熱交換器	全熱交換効率及び圧力損失
	全熱交換ユニット	全熱交換効率及び騒音
	ファンコンベクター	能力，風量，定格消費電力及び騒 音
	防火防煙ダンパー ピストンダンパー	漏気量及び作動
	排 煙 口	同 上
自動制御機器類	耐圧及び作動	

機 材		試 験 項 目
備 設	定水位調整弁	水圧及び作動

	鋼製簡易ボイラー	熱出力及び水圧
	ガス湯沸器	同上
	消火機器	水圧又は耐圧
エレベータ 工事用機材 設備	電動機及び電動発動機	特性，温度上昇，絶縁抵抗及び耐電圧
	主 索	切断及び素線
屎尿浄化槽	槽	満 水
	機 器	水圧及び作動
電機 気工事 材	盤 類	動作，絶縁抵抗及び耐電圧
	電 動 機	特性，温度上昇，絶縁抵抗及び耐電圧

2.1.6 監督職員の立会い

受注者は，機材試験を行う場合において，設計図書に定めるとき又は監督職員から指示があったときは，監督職員の立会いを受けなければならない。

2.1.7 品質の保証

受注者は，2.1.4の機材検査に合格した機材であっても，品質保証に係る受注者の責任を免除されない。

2.1.8 機材の保管等

- 1 受注者は，機材の品質又は性能が損なわれないように，良好に整備及び保管しなければならない。
- 2 受注者は，機材の運搬又は保管中に損傷又は変質が生じ，監督職員がその使用について不相当と認めたときは，取り替えるとともに，新たに搬入する材料については，再検査（又は確認）を受けなければならない。

2.1.9 再検査

受注者は，2.1.4の機材検査に不合格となったとき又は2.1.8第2項の規定により機材を取り替えるときは，2.1.4を準用して再検査を受けなければならない。

2.1.10 機材の採取地

受注者は，設計図書の定め又は監督職員の指示があるときは，機材の使

用前に機材の採取地を報告しなければならない。

資料 建設業法〔抜粋〕

建設業法

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第26条

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者(当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者)で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。

(建設業の許可)

第3条

一 ……

- 二 建設業を営もうとする者であって、その営業にあたって、その者が発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額(その工事に係る下請け契約が2以上あるときは、下請代金の額の総額)が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

(許可の基準)

第7条

国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 ……

- 二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。
 - イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令[昭和18年勅令第36号]による実業学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令[大正7年勅令第38号]による大学を含む。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令[明治36年勅令第61号]による専門学校を含む。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修め

たもの

- ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し10年以上実務の経験を有する者
- ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者
(許可の基準)

第15条

国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 ……

- 二 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術(設計図書に従って建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。)の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業(以下「指定建設業」という。)の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又は八の規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

イ 第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者

ロ 第7条第2号イ、ロ又は八に該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

建設業法施行令

(法第3条第1項第2号の金額)

第2条

法第3条第1項第2号の政令で定める金額は、3,000万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、4,500万円とする。